

工事中の消防計画書

工事施工者

防火管理者

(目的)

第 1 条 この計画は、 の 工事中における防火管理について必要な事項を定め、工事に伴う火災等の災害を予防し、仮使用部分及び工事中の部分の安全を確保することを目的とする。

(工事従事者等の義務)

第 2 条 工事に従事する者及び資材搬入等のために出入りする者は、この計画を遵守し、火災等の災害の防止に努めなければならない。

(防火管理者及び防火責任者)

第 3 条 防火管理に関する業務を円滑に行なうため防火管理者及び工事の種別ごとに防火責任者を置くものとする。その組織は、次のとおりとする。

別紙

(災害発生時の任務分担)

第 4 条 火災等災害発生時の任務分担は、次のとおりとする。

別紙

(防火管理者等の業務)

第 5 条 防火管理者は、防火管理についての一切の権限と責任を有し、次の業務を行なう。防火責任者は、統括防火管理者の監督の下に当該工事種別に係る防火管理業務を行なう。

- (1) この消防計画の変更等についての検討
- (2) 工事従事者に対する防火教育、監督
- (3) 火気使用設備器具、危険物、可燃性ガス、電気設備等の点検実施監督
- (4) 消防署予防係及び仮使用部分の関係者 () への
連絡
- (5) 火気取扱いの規制、その他防火管理上必要な事項

(仮使用部分との連絡)

第 6 条 次の場合は、防火管理者は仮使用部分の防火管理者 氏と連絡・協議するものとする。

- (1) この計画書及び仮使用部分の消防計画書の内容の検討及び変更を行う場合
- (2) 消防用設備等の試験のためベル、サイレン等を鳴動させる場合
- (3) 仮使用部分の消防用設備等の機能に支障を及ぼすおそれのある配管の弁の操作、管・電線の接続工事、電源の遮断等を行う場合
- (4) 仮使用部分を使用して工事用資材を搬入する場合
- (5) その他必要な場合

(作業終了時の点検・報告)

第 7 条 各防火責任者は、毎日作業終了時に火気使用設備等、電気設備、喫煙所等の火気の点検を行い防火管理者に報告しなければならない。

(仮使用部分と増築部分の区間)

- 第 8 条 仮使用部分（ ）と増築部分の間は、仮設の壁を設け区画する。
- 2 区画する材料は、不燃材料を用いる。
 - 3 区画する壁の構造は、次のとおりとする。(図示別紙)
 - 4 区画する壁に出入口を設ける場合は、関係者以外立入禁止の表示をする。
 - 5 工事の進捗状況をみて、4の出入口が非常口として使用できる場合は、その旨を表示する。

(敷地内通路の確保)

- 第 9 条 仮使用部分への敷地内通路は、工事中の部分との間にアングルで柵を設けることにより確保する。

(階段使用不能への対策)

- 第 10 条 工事のため仮使用部分の 階段が使用できない代替として、 に を 設置する。

(避難経路の確保)

- 第 11 条 工所用資材等は、仮使用部分の避難経路に置かない。
- 2 資材等は、荷崩れなどによる通路閉鎖などの障害がないように置く。
 - 3 仮使用部分を利用して資材等を搬入する場合は、定休日または閉店時に行う。

(危険物等の取扱い)

- 第 12 条 工事に使用するガソリン、軽油、油性塗料、プロパンガス等は、容器への品名表示、転倒落下のおそれのない措置等各々適切な方法で保管する。
- 2 保管場所には、火気厳禁の表示をする。

(火気使用設備等)

- 第 13 条 溶接・溶断機、グラインダー、トーチランプ、アスファルト溶解設備、暖房器具等を使用する場合は、周囲の可燃物を除去し又は不燃材料による遮へいを設けて行う。

(喫 煙)

- 第 14 条 喫煙に危険がなく管理に便利な場所を喫煙所と定め「喫煙所」の表示をする。
- 2 「喫煙所」以外での喫煙を禁止する。
 - 3 喫煙所には、灰皿として水バケツを備える。
 - 4 喫煙所は、工事の進捗状況により変更する。

(消火器の設置)

- 第 15 条 次の場所に消火器を設置する。
- (1) 第 12 条、第 13 条、第 14 条に規定する場所
 - (2) 各階毎に、各部分から歩行距離が 20 m 以下となる場所の通路

(異常気象時の巡回)

- 第 16 条 強風、地震、大雨等の異常気象時には、工務課員は工事中の建物の巡回を行い被害の未然防止にあたる。

(計画の周知)

- 第 17 条 この計画は、各種工事の着手前に防火管理者から防火責任者を通じ、すべての工事従事者に周知するものとする。

防火管理組織

防火管理者	工事種別	防火責任者	

災害発生時の任務分担

